

くらし

みやぎ ー金融・生活広報通信ー

No.31

Watching

マネー情報 **知るぽると**
宮城県金融広報委員会

特別なことではない 金融教育

岐阜大学教授 **北 俊夫**

金融教育の必要性を説くと、「金儲けの仕方を教えるのか」「株を買わせるための教育か」といった反応が返ってくるのが少なくない。子どもたちに限らず、私たちは誰でもお金の深いかかわりの中で、社会生活を営んでいる。お金を「得る」「使う」「貯める」「借りる」「貸す」など、暮らしや仕事とお金は切っても切れない関係にある。

ところが、お金や金融について余りにも知らないことが多い。金融広報中央委員会が実施した「子どものくらしとお金に関する調査」によると、「銀行や郵便局に貯金

すると、利子を付けて返してくれる」「銀行はお金を貸してくれるところである」という知識の正答率は、回答した小学生の2割台であったという。銀行に預けたお金は、「すべて銀行の金庫の中にある」と信じている子どもが多いと、出前授業を行ったある銀行の支店次長さんが語っていた。子どもたちの多くはお金の働きや銀行の仕組みなど、金融や経済についての基礎的な知識を意外にも身につけていない。このことは大人にも言えそうである。

いま世の中には、様々な金融商品や新しいサービスが提供されて

いる。社会の金融環境が大きく変化し、私たちは自らの判断と責任で主体的に選択・決定することが求められるようになった。また「カード社会」と言われるように、お金が見えにくい現象が進行している。そこでは、トラブルに巻き込まれない確かな知識と対応力が求められる。

金融教育は、物やお金を大切にできる態度を育てるとともに、金融や経済の仕組みを理解し、賢い消費者に育てる教育である。また、働くことの意義やお金の価値を理解し、将来の人生設計を考える教育でもある。その意味で、金融教育とは、生きていく上で必要な最低限の基礎的な知識と確かな実践力を身につけるための教養教育である。社会での生き方を学び、生きる力を育てる教育である。決して特別なことをする教育ではない。

くらしの
トピックス

どうしたらいいんだろうと悩んだら **0570-078374 法テラスに!**

おなやみなし

日本司法支援センター宮城地方事務所副所長 官澤 里美

身に覚えのない請求書が来た、病気で借金が払えなくなった、アルバイト代を支払ってもらえない、アパートの敷金が返ってこない、子どもの親権で争っている、死んだ親が保証人になっていた、弁護士を頼みたいけどお金がない、さてどうしたらいいんだろう?

いろいろなトラブル解決制度や相談窓口が出来てきていますが、自分が悩んでいることについて、どんな制度が利用できるのかや、どこに相談したらいいのかがわからなくて悩むことがありますよね。そのようなときは悩まず法テラスにお電話下さい!

法テラス(日本司法支援センター)は、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指す総合法律支援法に基づき設立された法人で、情報提供、民事法律扶助、刑事国選弁護、犯罪被害者支援等を主な業務としています。

悩んだときにお電話戴ければ、解決のための法制度を紹介したり、適切な相談窓口を紹介したりしております(情報提供)。

経済的にお困りの方には、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替えも行ってまいります(民事法律扶助)。

法テラスのコールセンターでは、平日9:00~21:00土曜日9:00~17:00日本中からの悩みを受付けております。電話での情報提供では不十分と思われる場合は、近くの法テラスでの面談による情報提供を紹介しております。

さあ、悩んだら **0570-078374** に電話して悩みを無くしましょう!

電子マネーの使いすぎ

消費生活評論家 岩田 昭男

07年は電子マネー普及元年といわれます。3月にPASMOMが登場したのに続いて、4月にnanaco、WAONとメジャーな電子マネーが相次いで発行され、人々の関心を集めました。それにつれて、SuicaやEdyといった従来の電子マネーもよく使われるようになっています。

ある調査によれば、nanacoの利用件数は月間3000万件に及び、一枚当たりの件数では、大手銀行系クレジットカードの4倍もあったということです。また、利用件数が増えるにつれて、単価が下がる傾向にあり、Suicaは1~2年前までは、単価500円だったのが、いまは100円以上下がっていると聞いたことがあります。どんどん小額化しているわけです。

私の場合も、以前は電子マネーでの支払いというと、食事やコーヒー代など500円から1000円までが中心でした。しかし、いまは新聞、ガム、チョコレートといった100円から300円の支払いにも電子マネーを使うようになりました。単価が下がるのは本格普及の状況に移行したからだといわれます。いよいよキャッシュレス時代がやってきたといえるでしょう。

うなると、次には使いすぎが心配になります。とくにどの電子マネーにもポイントやマイルが付くようになったために、射幸心に煽られて無駄な買い物をする危険性があります。先日、あるテレビ番組で一緒にマイル集めの達人は、Edyを使ってANAマイルを貯めているのですが、Edyは200円の買い物をして1マイル付くというスキームになっています。ですから、200円以上の買い物をする分には問題ないのですが、180円の買い物ではマイルが手に入りません。

そこで、その人は、180円のものを買うときでも、20円~30円は高い商品を選んだり、ガムをプラスして無理矢理200円以上にしていると、自慢そうに話していました。これがマイルを貯める裏技だというのですが、それを聞いて私は「おかしい」と思いました。その人にとって、マイルは特別の価値があるようですが、いくらお金をかけても気にならないので

しょうか。

得をしようと思って、電子マネーでマイルを貯めようとしているのに、実際は不要なものまで買って、却って損をしているわけです。これでは達人とはいえません。電子マネーを間違っ

て使っているよい例でしょう。他にも電子マネーで注意することはいくつもあります。小額利用だからといって安心して

していると、結果的にかなり使っていることがあります。その原因として、カード型電子マネーの場合には利用履歴をみることができないという欠点があります。いくら使っているか確認ができないから、つい使いすぎてしまうのです。利用履歴は駅やコンビニの読取機などで見ることができますから、そうした場所で定期的に確認する習慣をつけるといいでしょう。

オートチャージも曲者です。オートチャージというのは、PASMOMやSuicaといった交通系電子マネーでよくみられる機能で、例えば、残金が2000円を下回ったら、関連したクレジットカードから自動的に3000円分がチャージされるというものです。このオートチャージ機能を付け

れば、残金不足で改札の前で立ち往生といった恐れがなくなりますから、人気になっているのですが、知らないうちにチャージされて、使いすぎるのではないかという点も気になります。

こうした使いすぎを防ぐには、自分なりのルールを作っておくことをおすすめします。次のような決まりが有効ではないでしょうか。

- ★ポイント集めに熱中しない
- ★一日に使う金額を1000円とか3000円に決めておく
- ★チャージする金額もあらかじめ決めておく
私はSuicaへのチャージは3000円と定める。
- ★紛失、盗難の際に補償の受けられる記名式のカードを持つようにする
無記名のものは補償されないから注意。
- ★オートチャージの設定は便利だが、あえて拒否することもできる
以上の決まりを作って対処するのが賢明でしょう。

身近な

疑問

に答えます！

Q

消費者金融から年利29%で50万円を借りました。元本を返済する経済力がないのでずっと金利を支払い続けています。このまま払い続けるしかないのでしょうか。

A

結論からいうと、そのまま支払い続ける必要はありません。利息制限法の上限利息による充当計算によって算出した残金を返済すれば大丈夫です。約定利息を長年にわたって払い続けていた場合には、払いすぎになっている可能性があります。その場合には、払いすぎた分を返すように請求できます。

このケースでは、消費者金融業者から、約束した利息を毎月きちんと支払ってくれば、元本の返済は待ってあげるといわれたとのこと。約束した利息を支払わないと元本の返済を待ってもらえないことを心配して支払い続けてきたわけです。

しかし、利息制限法では、50万円の借金の場合の上限利息は年利18%と定めています。当事者間の契約でこれよりも高い利率の約束をしても、18%を超える部分は無効です。年利18%の利息を支払えばよいわけです。

ただし、改正前の貸金業法では、利息制限法を超える利息であっても、出資法で定める上限金利(年利29.2%)以内であれば、債務者から弁済された利息は、一定の要件を満たしている場合に限って正当な利息の弁済とみなすと定めていました。これを「みなし弁済規定」といいます。

要件は、①契約締結時に遅滞なく契約書面を交付していること、②弁済の都度直ちに受取証書を発行していること、③債務者が任意に弁済したことの、3つです。

最高裁判所は、「支払を怠った場合には元金を一括弁済しなければならない＝期限の利益喪失」特約がある場合には③の要件をみたと判断しました。貸金契約には期限の利益喪失特約があるのが普通なので、みなし弁済規定はほとんど適用されないと考えられます。

なお、改正貸金業法では「みなし弁済規定」は廃止されました。ただし、完全施行がされる平成21年12月末ころまでは現状と同様ですので、注意してください。

<弁護士・東京経済大学教授 村 千鶴子>

くらしのヒント

自分の保険、しっかり把握 その2

本当に必要な保障を生命保険で備えることはとても重要なことです。しかしながら、必要以上のものに対しては、費用の無駄遣いになるということは前回お話ししたとおりです。では無駄なく生命保険を準備するための、必要な保障とはどのように考えたらよいでしょう。たとえば企業などにお勤めの方の場合、先ず踏まえていただくことが、保障は3層構造であるということです。3層構造の1つ目が公的保障といわれる遺族年金や厚生(共済)遺族年金。2つ目が企業保障、団体保険や死亡退職金などの福利厚生制度です。そして3つ目が自助努力による保障、これが一般の生命保険になります。

1・2の保障はすでに準備されていて自分の意思で変えることはできないものです。つまりこの段階で保障が足りているかどうか、もし十分であるとの判断ならばこれ以上保険は必要ないということです。もし不足であると判断したならばその不足分を自助努力で用意すればよいのです。案外、現在の保険金額が大きすぎであったと認識される方も多いため、実はそんなに日本の社会保障制度が悪いものでないことが理由だと思えます。企業にお勤めの方にとって生存退職金も重要ですが、死亡退職および弔慰金の確認をしておくことも大切です。

日本の社会保障制度は悪いものでないといいましたが、とても優れているのが健康保険制度です。結論からいいますと、世で心配するほどの医療保険の必要性は無いと言ってもいいほどです。昨今、利用者にとって負担増の傾向になっておりますが、実際の負担額は高額療養費の還付などで抑えられ、自助努力の保障に委ねるほどのものとはなってはいないと思えます。

仮に50歳女性の1日1万円の入院給付の保険料として6,180円/月を80歳まで支払うと、合計2,224,800円を支払うことになります。つまり220日の入院で元が取れるということ、生涯で220日の入院をされる方がどの位いらっしゃるのか、医療保険料は割に合わないことのほうが多いようです。

<日本ファイナンシャル・プランナーズ協会宮城支部>

くらしの お役立ち用語 ミニ解説

金融商品取引法

金融商品取引法は投資性のある金融商品を取引する際の利用者保護と透明で公正な市場づくりをめざして成立しました。利用者保護の点では、①投資性の強い金融商品を幅広く対象とし横断的に規制②金融商品取引業者は登録制に③取引業者の行為規制を強化④利用者がプロアママカによって保護ルールを柔軟化したこと等です。透明で公正な市場づくりをめざす点としては①上場企業の情報開示制度を充実②ディスクロージャー違反や不正な取引違反に対する罰則を強化③金融商品(証券)取引所など自主規制機関の機能を強化し適正な運営を確保④公開買付制度や大量保有報告制度の見直し等です。従来法制に比べて規制対象商品が拡大しましたが、これまでどおり金融商品についてよく理解して取引することが重要です。注意点としては、①業者が内閣総理大臣の登録業者か確認②業者が自分の知識や経験、資産状況、購入目的等を確認したうえで、自分に合った商品を選んでいるか③業者が投資判断を誤らせる行為をしていないか④業者が契約前に契約の内容を説明する書面を渡しているか⑤業者が契約成立後すみやかに契約内容を書いた書面を渡しているか、などです。

ライフプランに挑戦!

ご用心！ 今、気をつけたい問題商法

ある日、携帯メールに有料サイトの代金請求と称した不審メールが。問い合わせの電話をかけたところ、払わなければ裁判になどと脅かされ、つい振り込んでしまったら、その後も次々と請求がくる。今回は、この振り込め詐欺の事例を取り上げました。

普段はニュースなどを見る有料サイトを契約しているが、毎月きちんと払っている。未払い金はないのでどうしたことかと思って問い合わせの電話をかけたら、「支払われていないので、裁判に訴えられる寸前だ」「裁判取り下げ手続きの費用を払って。今、手を打てば間に合う」と説明された。手続きが済めばお金は後で戻るからと言われたので、急いで家族から借りて68万円を振り込んだ。翌日、お金が足りないと言われたので、また振り込んだ。合計4回も振り込み100万円を超える額になったが、まだ請求されている。「もうお金がない」と話したら、消費者金融に行って借りて払うように言われた。どうしたらいいでしょうか…。



どうしよう？



「(株)×××の〇〇と申します。」などと社名と個人名が入ったメールが届くことがあります。会社自体が実在するかどうかも疑わしいものです。同じ携帯電話会社内の利用者間で送受信できるシステムを悪用して、無差別に送信している振り込め詐欺です。アドレスが不明でも、電話番号宛てにメールを送信できる「簡易メール」を悪用したものです。「有料サイトの請求」とあっても何という名称のサイトなのか、代金がいくらなのかも書かないで、「もしかしたら…、あのことももしれない」などと思込ませるものです。「サイト運営会社から依頼があって連絡している」とあっても、電話会社が契約者の個人情報を他人に公開することはありません。このような悪質なメールの目的は、不安に陥れて連絡させ、何回でもお金を振り込ませることです。「明日、正午までにご連絡ください」などと急がせるのも手口。突然メールが来て「身元調査を行う」「放置しておくとな法的措置をとる」などと脅されても決して連絡しないこと。不審なメールは、各携帯電話会社の迷惑メール受付窓口へ情報提供することができます。振り込んでしまった場合は、警察にすぐ被害届を。

宮城県消費生活センター ☎ 022-261-5161～5163 (相談専用電話)
 <午前9時～午後4時 祝日・年末年始を除く>

お知らせ

☆ 金融・経済講演会のご案内

日 時 平成20年1月26日(土) 13:30～15:00
 場 所 仙台国際センター「萩」<仙台市青葉区青葉山>
 講 演 よくわかる経済の話
 講師 予備校講師 細野真宏
 定 員 280人
 申込締切 平成20年1月18日(金)

☆ 金銭教育公開保育 in 宮城のご案内

日 時 平成20年2月5日(火) 10:00～14:40
 場 所 パレットおおさき(おおさき生涯学習センター)
 内 容 公開保育「つくったものをいかして大きなかぶを演じる」
 講師 ハート&アート空間“Be1”代表 関口怜子
 講 演 「ものやお金を大切に育てる子どもの育て方」
 講師 岐阜大学教授 北 俊夫
 研究発表・指導講評等
 申込締切 平成19年12月26日(水)

申込及び問合せ

当委員会事務局

編集者から一言

寒くなりました。しいたげが活躍する季節。年の瀬やお正月には欠かせない食材です。特に乾しいたげは美味。乾しいたげはホシしいたげと呼び、干しいたげと書くこともあります。日本ではすべて豊かな自然の中で育てられた原木栽培で、無農薬、無添加。さこの類が漢方薬にも取り入れられており、体によいことは古くから知られています。中でも乾しいたげにはビタミンDや食物繊維が多く、骨そしょう症やガンの予防、コレステロール値の低下などに効果があるといわれています。おまけに低カロリー。

乾しいたげは生しいたげに比べると値段が高い気がします。でも、水に戻すと約6倍に膨れあがるそうですから、案外割安。特有の香ばしさもイイ。世界のグルメの代表格である中華料理でも乾しいたげしか使わないそうで、それだけ生しいたげより味や香りが優れているのでしょう。

すぐに使えず戻す必要があるという点で、多少の面倒くささではありますが、ちょっと工夫するとそれもあまり苦になりません。ずいぶん前に母から教えられたのです。乾しいたげを戻すときは水が良いのだけれど、急ぐときには砂糖を入れたお湯の中へつけておくと、ふっくらとやわらかく、甘みもしみこんで料理しやすくなります。そしてスグしもの戻し汁。様々な料理のだしとして大いに活躍してくれます。ぜひ一度お試しください。